

# 購買事業取引約款

令和2年8月28日制定

## (目的)

第1条 この約款は、南筑後農業協同組合（以下、当組合という）が行う購買事業の取引条件を定めることを目的とする。

## (取引内容)

第2条 この約款は、当組合が行う次の取引を対象とする。

- 1 生産資材（肥料、農薬、飼料、出荷園芸資材）
- 2 生活資材（食料品、米類、酒類、衣料品、日用品、その他生活資材、電気製品）
- 3 農機具（農機具、農機具部品）
- 4 車両（車両、車両部品）
- 5 燃料（油類、給油所資材）
- 6 L P G（L P ガス、ガス器具）

## (代金回収の方法)

第3条 代金回収は、次の方法による。

- 1 現金による取引
- 2 貯金口座引落としによる取引
- 3 口座振込による取引

## (代金の決済日)

第4条 前条2号の場合は、月末締め翌月20日決済とし、貯金口座からの自動決済とする。20日が休日の場合は翌営業日とする。ただし、予約による購入で別途決済日を設けている場合は除く。

## (納品方法)

第5条 商品の納品は、次の方法による。

- 1 店舗での引き渡し
  - 2 契約者の指定場所への配送
- ② 前項については、契約者が受領書に押印又は署名を行うことをもって納品完了とみなすことを原則とする。
- ただし、前項2号により、配送時に契約者が不在の場合には、配送担当者が受領書に配送日時・配送場所を記入し、配送の証印又は署名を行うことによって、納品完了とみなすこともある。

## (損害金)

第6条 購買未収金の決済日において未決済の場合は、（決済日から41日間の猶予期間を設け、）それ以降入金日まで年8.25%の損害金を徴する。

## (約款の変更)

第7条 当組合は以下の場合、当組合の裁量により、この約款を変更することができる。

- 1 この約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき
- 2 この約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の事情に照らして合理的なものであるとき

- ② 当組合は前項によるこの約款の変更にあたり、変更後の約款の効力発生日の1か月前までに、約款を変更する旨及び変更後の約款の内容とその効力発生日を当組合ウェブサイト (URL: <http://www.minamickg-fk-ja.or.jp/>) に掲示し、又は契約者に郵送・電子メール等で通知する。
- ③ この約款の変更が、契約者の不利益となる場合は、契約者の同意を得ることとする。ただし、不利益の程度が軽微な変更については、変更後の約款の効力発生日以降に契約者が事業を利用したことをもって、契約者が約款の変更に同意したものとみなす。